

平成28年3月24日

# 障害者差別解消法の解説

弁護士 浅井裕貴

※法律の正式名称が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「解消法」という。）なので、本書面でも、「障害」という表記をする。

## 第1 法の趣旨

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする（解消法1条）

## 第2 法の原則

### 1 不当な差別的取り扱いの禁止

文字通り、障害を理由に差別をすることが禁止される（行政機関につき解消法7条1項、事業者につき解消法8条1項）。

例 ・ ネットカフェで精神障害者の入店を拒否する。

・ 医療機関で、聴覚障害者の筆談を断ったうえに受診も断る。

（日本障害フォーラム「障害者差別解消法ってなに？」（以下「フォーラム」という。）より）

<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/pdf/sabetsukaisyohou2.pdf>

### 2 必要かつ合理的な配慮の実施

#### （1）概要

社会的障壁の除去を求められた場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を実施する義務が課せられる。行政機関について

は法的義務（解消法7条2項）。事業者については努力義務（解消法8条2項）。

(2) 「社会的障壁」とは

「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」（解消法2条2号）

(3) 「負担が過重でない」とは

以下の事項を踏まえた具体的な検討が必要である（厚労省ガイドライン）。

○事務・事業への影響の程度

○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

＝理論上実現可能でも、人的に不可能な場合には「負担が過重」といえる。

○費用・負担の程度

○事務・事業規模、財務状況

＝ある巨大事業所では可能であるが（＝「負担が過重」ではない）、ある零細事業所では不可能（＝「負担が過重」である。）ということはある。

(4) 趣旨

「社会的障壁」が除去されないことが差別になりうるという考え方（「社会モデル」と呼ぶ）。

(5) 注目すべき点

ア 積極的に差別をすること以外も差別になりうること

いわゆるバリアフリーがあった方が良いということは、従前から言われていた。しかし、「あった方が良い」レベルではなく、「ないのは差別」というレベルに引き上げられた。

イ 「事物」以外も合理的配慮を求められるようになった

例えば、車いすが通れない段差をなくすよう、配慮を求められるというのは理解しやすい。

それに加えて、「事物」にあたらなくても合理的配慮が求められるようになった。

- 例 ・精神障害のある方に対し、通勤ラッシュの時間帯を避けて通勤できるような勤務時間帯を設定する
- ・発達障害のある方に対し、他人の視線などを遮る空間を準備する。
- (「フォーラム」より)

### 3 その他の例

#### (1) 京都府

<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/documents/1347446087172.pdf>

#### (2) 国立精神・神経センター

[http://www.ncnp.go.jp/nimh/syakai/file/27accomm\\_devel2.pdf](http://www.ncnp.go.jp/nimh/syakai/file/27accomm_devel2.pdf)

#### (3) 日弁連

[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion\\_150716\\_4\\_04.doc](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion_150716_4_04.doc)

#### (4) 厚労省ガイドライン

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/sabetsu\\_kaisho/dl/iryuu\\_guideline.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sabetsu_kaisho/dl/iryuu_guideline.pdf)

## 第3 罰則

### 1 秘密の漏えい

障害者差別解消支援地域協議会に従事していたか、現に従事している者は秘密を洩らした場合には、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金が科せられる

(解消法25条)。

## 2 無報告または虚偽報告

主務大臣は、事業者に対し、解消法8条に関する事項につき、報告を求めることができる(解消法12条)。

その報告に応じない場合や、虚偽の報告をした場合には、20万円以下の過料に処される(解消法26条)。

※イーガブでも「過料」という表記になっていたのも、誤植ではない。

<http://law.e-gov.go.jp/announce/H25HO065.html>

つまり、解消法26条については、刑罰ではなく、行政罰となる。

以上